

第5回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年4月28日（火）10:25～10:53
2. 場所：合同庁舎4号館1階共用108会議室
3. 出席者：
（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、大石佳能子

○司会 それでは、第5回「規制改革推進会議」後の記者会見を開始いたします。
議長、お願いいたします。

○小林議長 それでは、先ほど第5回目の規制改革推進会議がオンラインで開かれました。
本日は、医療・介護ワーキング・グループで議論をしていました「医療・介護分野における重点的フォローアップ事項に関する意見」という意見書の取りまとめを行いました。
これは、まず、レセプトなどのビッグデータの民間開放によるデータ利活用の促進、及び、社会保険診療報酬支払基金のICTの活用などを通じた業務・組織の抜本的見直しに関し、これまでの規制改革実施計画で実施することとされている取組の促進を求めるものでございます。

もう一つの議題は、書面規制、対面規制の見直しに関してのものでございまして、この新型コロナウイルス感染症の拡大を受けましてテレワークが推進されているわけですが、押印や書面提出を求める制度・慣行が極めてテレワークにとって困難という部分を多く見受けられるわけですが、昨日の経済財政諮問会議で、総理から、「テレワークの推進に向けて、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しにつきまして、緊急の対応措置を規制改革推進会議で早期に方針を取りまとめて、IT総合戦略本部と連携しつつ、着手できるものから順次、実行していただきたい」という指示があったわけでございますが、この指示を受けまして、本日は緊急の対応措置の方向性につきまして議論を行って、書面規則、書面の規制とか、押印あるいは対面規制の見直しの必要性の方向性につきまして、意見の一致を見たところでございます。これは長い間の積年の課題でございまして、このコロナを一つのトリガーにして、より強力に推進していこうという意見の一致を見たわけですが、今後は、この内容を規制改革推進会議の方針として、しっかりと検討を進め、できるところから見直しにつなげていきたい、具体的なアクションとなるよう行動していきたいと考えております。

まず、医療・介護分野の意見書につきまして大石座長から、書面規則・対面規制に関する本日の議論については高橋議長代理から、詳細を御説明させていただきたいと思っております。

まず、大石さんからよろしく申し上げます。

○大石座長 ありがとうございます。

医療・介護ワーキング・グループの座長の大石でございます。

当ワーキング・グループでは、幾つかの重点フォローアップ事項がありますが、その中の医療等分野におけるデータ利活用の促進と社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて、今後、さらなる取組を促していく必要があると思ひまして、このたび、当会議としての意見を取りまとめることにいたしました。

内容について、御説明いたします。

まず、医療等分野におけるデータ利活用促進についてでございます。公的機関によってデータベース化されているレセプトなどの医療等分野におけるビッグデータは、民間企業も含む多様な主体により利活用されることで、質の高い医療・介護サービスの創出など、様々なイノベーションにつながり得るリソースの宝庫だと思っております。これらのデータベースが利活用されるためには、以下のような対応が必要ではないかと考えています。

まず、民間企業など、多様な主体による様々な医療サービスの開発が可能となるよう、データを利用する場合の公共性の要件を省令について示すこと。

また、中小・ベンチャー企業などでもデータの利活用ができるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の解析基盤などの環境整備をすること。

また、NDB、介護データベースを連結したデータのサンプルデータを公表すること。

また、本年の10月に実施予定なのがNDBと介護データベースとの連結でございますが、それに引き続き、電子カルテやレセプトなどの匿名化されたデータベース、DPCのデータベース、がん登録のデータベース、難病や小児慢性疾患などのデータベース等々の連結に向けた具体的な取組の検討を進めること。

また、エビデンスに基づく指標を作成するなど、医療費適正化に向けたNDBのさらなる活用を図ること。

また、ゲノム医療をはじめとする質の高い医療を実現するように、データベースの整備・活用を戦略的に進めることなどがございます。

続きまして、2つ目の社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて、述べさせていただきます。まず、支払基金では、業務運営の効率化の観点から、審査支払新システムの稼働やレセプト事務点検業務の実施場所の集約化などが行われていました。これについては、進捗状況について私どもも評価をしております。意見書では、今後、その取組がさらに確実に進められるべく、課題を挙げた上で具体的な実施事項を提言しております。

まず、各支部で設定しているコンピューターチェックルールの移行・廃止や、AIを活用した振り分け機能の運用化について、対応、工程を示すとともに、進捗管理を徹底すること。

また、現在掲げられている組織集約化計画は、これを最終目標とするわけではなく、業務・体制について継続的に見直すこと。

また、国保中央会等を含めた審査支払機能の在り方について、令和6年に実施予定されているシステム更改に向けて、審査基準の統一化を実現すべく、達成すべき内容と具体的

な工程を明らかにすることなどがございます。

これらが意見書の中身でございまして、私からの説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○小林議長 次、高橋議長代理、お願いします。

○高橋議長代理 先ほど議長から説明がありましたように、書面規制、押印、対面規制に関し、オンライン対応や電子化を促進できないか。そういう観点から、資料2に基づき、基本方針についてディスカッションを行いました。

まず、書面規制については、書面の作成・交付が要求されるものについて、オンライン手続によることができるようにすべきではないか。これは、法令等で物理的な書面が求められているとされているものに限らず、交付・提出がオンライン化されていないために、事実上、物理的な書面の作成・交付が義務づけられているものも対象となります。

次に、押印については、1、書面への押印を法令で求めるものについて、その必要性を検証した上で、不要であれば廃止すべきではないか。また、必要とされた場合でも、電子署名によることが可能である旨を周知し、利用を促すべきではないか。2、また、書面への押印が法令で直接義務づけられていないが、行政機関の本人確認のためや、法令の遵守、執行に当たって、慣行上、押印が求められているものについても、必要性の検証や押印に代わる本人確認の方法の検討が必要ではないか。3、契約書面等の書面の真正性担保などの観点から押印が商慣習として定着しているものについて、その必要性を検討すべきではないか。また、電子署名や民間事業者の提供する簡易な電子認証サービスの利用を促すべきではないか。4、社内稟議や決裁の手続による押印など、組織内の規定や商慣習によるものは社会全体として見直しの機運を醸成していくべきではないかという方向を示しております。

そして、対面規制については、対面での対応が法令上要求されるものについて、オンライン等による対応を認めるべきではないか。

これら、資料2で提示した見直しの方向性を踏まえて、ディスカッションを行いましたけれども、基本的な方向性については、全員賛成でございます。

以下のような意見が出たので、少し意見も御紹介させていただきます。

1、対応は短期と中期に分けて進めるべき。短期あるいは緊急に進めるべきものとしては、テレワーク関連がある。特に問題は社外との書類のやり取りに必要な部分。これをなくすためには、法務省がガイドラインを示すことなどが想定される。中期的には、電子署名がなくても有効である社会にする必要があるのではないかといった意見。

2番目の意見、民民は進む方向が見えてきている。言ってみれば、問題は民間対国、民対自治体、ここに対応する必要があるのではないか。

3、自治体は対応の違いが非常に自治体間で大きい。共通化すべきではないか。

4、自治体での対応が進めば、自動的に民間同士の対応も進んでいくのではないか。

5番、コロナの緊急対策における本人確認がスムーズに行われるような工夫をすべきで

はないか。

6、緊急対策における貸出しですが、金融機関の窓口で対面ではなくて、オンラインでできるようにすべきではないか。

7番、本人確認については、マイナンバーを活用すべきではないか。

8番、株主総会ですけれども、単独決算書類のオンライン開示が認められていないが、これを認めるべきではないか。あるいは、総会に先立って監査人の監査が必要だが、監査人の善管注意義務について、今回は何らかの配慮が必要ではないかといった議論。

9番目、対面規制についてのオンライン化、これは緊急対策としてだけではなくて、恒久化を目指すべきではないか。

10番目、最後に、オンライン化の効果を経済効果として示す必要もあるのではないか。ちなみにエストニアはGDP比で2%の効果があつた。

以上のような意見が出ました。

現在、経団連、日商、同友会、新経連の4つに対して、書面規制等について緊急対応を求める現場の声を取りまとめていただけるようお願いをして、こういった現場の声を踏まえ、見直しが必要な規制・制度について議論をし、規制改革推進会議としてしっかりと対応してまいりたいと思います。

以上です。

○司会 それでは、質疑応答に入ります。

質問のある方は挙手をしていただいて、事務局の者がマイクを持ってまいりますので、所属とお名前を言っていた後に御質問いただければと思います。

いかがでしょうか。

○記者 書面規制と押印、対面規制の見直しについて、今後の時間軸について伺いたいのですが、今後の段取りとしては、経団連とか、日商とか、同友会とか、現場の声を聴いた上で、さらに議論をして答申にまとめるという段取りになるのでしょうか。だとすると、仕上がりはいつ頃を想定されているのでしょうか。

○小林議長 押印や書面規制については、先ほども申しあげました通り、短期ですぐできるもの、あるいは時間軸の非常に長いものと様々なものが混在しています。今、経済4団体に対してお願いしているのは、コロナ感染拡大の防止が前面に出ており、また書面手続や押印の取扱い等の緊急対策の必要事項については、今月末までに要望を提出していただくというスケジュールになっています。対面が主であってオンラインが従であるという基本的な今までの日本社会のドグマがある一方で、こういうオンライン社会というか、ネット社会になると、基本的に仮想空間と現実空間はほぼ同価値になってきています。

先ほどエストニアの話が出ていますけれども、投票までも既にオンラインでやっている国もあるわけで、企業でも、デジタルガバナンスといいますか、デジタルトランスフォーメーション、ビジネスをやるのはほとんどデジタル化していかないとグローバルな戦いに勝っていけないという中では、そういう大きな転換が最終目標になります。当座はここ数

か月あるいは数日の間に手を打たなければいけないアクションプランもあるという時間軸で見えていますし、答申については、従来ですと6月頃になっていますが、内容を詰めたところでスケジュールは決めていきたいと思います。

エビデンスの確認はしていないのですが、現実には特別定額給付金の10万円はオンラインでも要求はできる一方で、一部自治体が配付している書面には、印鑑を押す場所があるらしいのですよ。このレベルの話は規制改革も何もなく、常識的には、署名が本人確認となるという真正性の検証というのはサインでいいだろうと思われそうですが、いまだに押印欄があるということです。今申し上げたようなことを考えると、これはサインでいいでしょうし、すぐできるはずですよ。そういうことはもちろん要求したいと思います。

一方で、これは先ほどの経済4団体にも関係し、民民の世界なのですが、先ほど高橋さんが言われた通り、自治体との関係ですごく束縛されている部分もあるわけですよ。それで判子を押すために、結局、会社に行かなければいけない。私も、近くある団体の会長になるので、その印鑑証明と実印を持ってこいと言うけれども、この2週間、全部オンラインで在宅勤務をしているので、そういういろいろな面で極めてナンセンスなことが起きているわけですね。

そういう非常に直近のものを解決するために、もちろんこの会議でも進めていきますが、この会議としては、基本的には国家として、いわゆるビジネス自体あるいは政府自体が、デジタルガバメントになっていく中で、今までの日本の文化、ドグマであった、対面がオンラインの上に位置するというものではないのだと、オンラインを利用すれば非常に効率もよくなる、社会的にも無駄なことが省けることを訴えていきたいと思います。あるいは、ナショナルセキュリティーそのものあるいは本人確認に関連して、マイナンバーの普及が非常に遅れているこの国においては、政府と同時に、国民そのものの意識も変えていかなければいけないでしょう。デジタルトランスフォーメーションというトータルの中では、そういう個人のアイデンティフィケーションも含め、全てに通じるのですよね。ですから、こういう時代には、まさにリアル空間とネット空間が、同価値なのだという、その認識がないといけない。いつまでたっても、対面、フェース・トゥー・フェースという、この文化では21世紀は戦えないのだということを基本にして議論をしていくべきだと思いますし、従来は管理というものが先に来てしまっているのですよね。管理するために判子を押すというか。そうではなくて、ユーザーフレンドリーで、いかにカスタマーが仕事あるいは生活をするのにコンフォータブルかという視点を持って、国家のシステム全体を変えるというのが最後の目的になるかと思います。

○高橋議長代理 議長、1点、補足させていただきます。

手続ですけれども、経済4団体に対して、議長がおっしゃったように、22日に既に依頼は発出して、今月末までに要望を提出していただくのですけれども、その後、緊急対応措置として見直しが必要な規制・制度については、規制改革推進会議としては、5月のできるだけ早いタイミングで関係省庁と議論を行って、可能なものからどんどん実施していき

たいと思っています。テレワーク等関連とか、株主総会絡みとか、あとは対策に係る本人確認絡みとか、この辺が真っ先にテーマになるのではないかと考えております。

以上、補足です。

○小林議長 まさに株主総会も、現実の問題として、老人と言ったら怒られるけれども、比較的株主さんは老人が多い中で、3密の空間をどうしてやらなければいけないのかとは、普通では思いますよね。これは、本質的に書面というものを重視している、先ほどの単体損益もネットではできないとか、そういうものは、基本的に、今、変えないと何の意味もないですし、それをこの会議が主体的にやりたいところですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにありますか。

よろしいですか。

それでは、第5回規制改革推進会議後の記者会見を終了させていただきます。